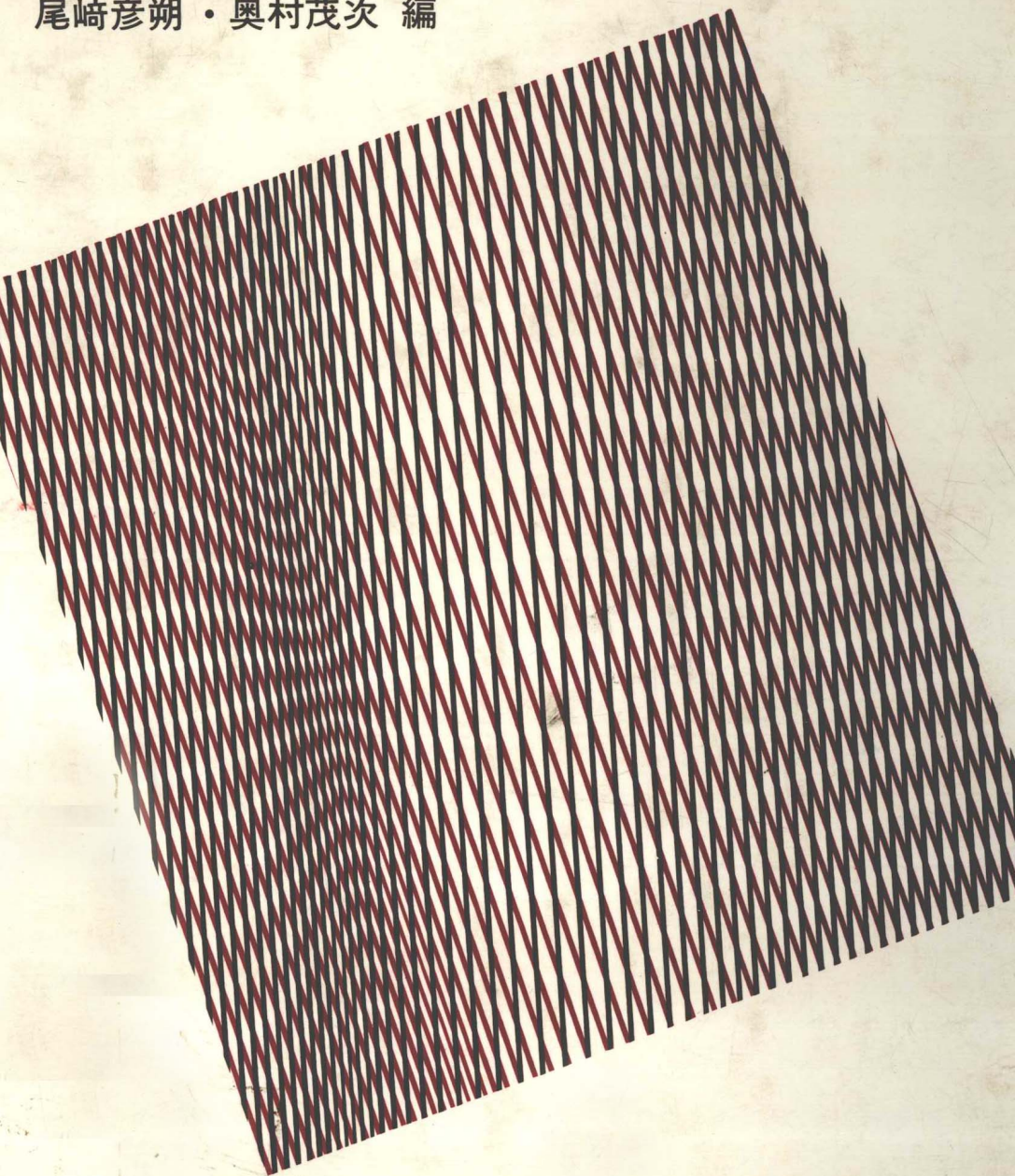


多国籍企業と発展途上国

大阪市立大学経済研究所

尾崎彦朔・奥村茂次 編



東京大学出版会

大阪市立大学経済研究所所報 第26集

多国籍企業と発展途上国

尾崎彦朔・奥村茂次 編

東京大学出版会

執筆 者 紹 介 (執筆順)

奥村 茂次 (おくむら しげつぐ) 大阪市立大学経済研究所教授
杉谷 滋 (すぎたに しげる) 関西学院大学経済学部教授
西口 章雄 (にしぐち あきお) 同志社大学商学部教授
柳田 侃 (やなぎだ ただし) 桃山学院大学経済学部教授
中川 信義 (なかがわ のぶよし) 大阪市立大学経済研究所助教授
小川 雄平 (おがわ ゆうへい) 桃山学院大学経済学部講師
福田 義孝 (ふくだ よしたか) 大阪市立大学経済研究所助教授
尾崎 彦朔 (おざき ひこさく) 大阪市立大学経済研究所教授

多国籍企業と発展途上国

1977 年 6 月 15 日 初 版
1979 年 6 月 30 日 第 6 刷

編 集 大阪市立大学経済研究所
編 者 尾 崎 彦 朔
代 表 奥 村 茂 次
発 行 者 加 藤 一 郎

発行所 財団法人 東京大学出版会

113 東京都文京区本郷 東大構内 電話(811)8814 振替東京 6-59964

研究社印刷・新栄社製本

3033-40838-5149

ここに表示された定価は、物価の変動などにより
変更されることがありますので御了承ください。

序

現代世界経済の重要な特徴の一つとして、各国民経済の相互依存性と世界経済への統合化がいちじるしく強まったことがあげられる。この世界経済における統合化の進展に大きく寄与したのが、IMF=GATT 体制のもとでの貿易・為替の自由化と「多国籍企業」の発展であったことは、あらためて指摘するまでもない。1960年代に急速な展開を示した多国籍企業は、生産面でも貿易面でも、また国際金融の面でも、きわめて重要な役割を担うにいたった。

1973年の第4次中東戦争を契機とした OAPEC 諸国の「石油戦略」の発動は、先進国経済にも大きな衝撃をあたえ、「南北問題」に新しい地平をひらいた。この「石油戦略」が、これまで世界の主要石油資源を支配してきた国際石油資本への対抗を意識しておこなわれたことはあきらかであり、それ以後、発展途上諸国は、「新国際経済秩序樹立にかんする宣言」や「諸国家の経済権利義務憲章」など、これまでの先進資本主義国を中心とした世界経済秩序への挑戦と変革の要求をつきつけている。

世界経済への統合化が強まるなかで、国民経済の形成と自立的発展をめざす新興独立諸国は、工業化のための技術と生産設備を先進工業諸国から獲得するほかはなく、多国籍企業とのかかわりあいを断ち切ることはむずかしい。他方、多国籍企業の側においても、原料市場として、製品販売市場として、さらには労働力給源として、発展途上国の重要性は最近にいたってふたび高まりつつある。このような多国籍企業と発展途上国とのかかわりあいは、今日における「南北問題」の一つの焦点であり、国際政治の場でもたえず持ち出される主要

課題の一つとなっている。

本書は、大阪市立大学経済研究所国際経済研究部門を中心に、発展途上国問題に深い関心をもつ関西各大学の研究者によって組織された研究グループの共同研究の成果であり、われわれが「多国籍企業と発展途上国」を本書のテーマとして取りあげたのは、以上のような問題状況に強い関心を抱いたからにほかならない。

ここで本書の構成をかんたんに紹介しておくと、まず第1章で、60年代以降における多国籍企業の急速な発展をもたらした要因と、最近における発展途上諸国への直接投資の現況を概観したのち、第2章では、アメリカ系多国籍企業の国際的な資本調達の実態を分析し、それが私的企業のベースにおいてばかりでなく、国民経済レベルにおいても、アメリカ合衆国への国際的資本集中をもたらしていることをあきらかにした。第3章では、発展途上諸国の工業化政策の変化が多国籍企業の発展途上国への進出をひき出した経緯をあきらかにし、工業化の推進にさいしての多国籍企業の功罪を検討している。つづいて第4章では、発展途上国の国民経済形成にとって不可欠な先進工業国からの「技術移転」を現実に担っている多国籍企業の行動が、発展途上国の経済になにをもたらしたかを、インドのケースについて実証的に解明した。第5章は、発展途上国間における経済協力の新しい形態として最近とくに注目されるようになった途上国間ジョイント・ベンチュアと生産国同盟について、その実情をあきらかにし、今後の展望をこころみた。

以上の諸章は、いわば問題別に多国籍企業と発展途上国との関係を検討したのにたいして、次の2章では地域別アプローチをとった。すなわち、第6章ではラテン・アメリカにおける多国籍企業の活動について、また第7章では東南アジア諸国の輸出指向型工業化政策に対応してこの地に進出した外資系企業の行動について、それぞれ具体的にその実態をフォローし、それが途上国経済にもたらしている深刻な問題をあきらかにしている。

さいごの2章は、異なった視角、すなわち資本の対立物としての労働の立場から、多国籍企業の問題を考察したもので、第8章は多国籍企業が労働組合

運動にあたえたインパクトとそれにたいする組合側の対応を、とくに多国籍企業による「雇用の輸出」に直面している先進国労働者の困難な立場と彼らのとるべき対応策を論じている。また第9章は、資本の側における国境を越えた活動が所詮は国家の枠組を利用したトランス・ナショナリズムであることによって、本来インタナショナリズムの担い手たるべき労働者階級が、今日の歴史的現実のなかではかえってナショナリズムの旗手として登場し、資本との対決が「国民経済」をめぐる争われるほかはないことをあきらかにしている。

さきにも述べたように、本書は共同研究グループの参加者によって分担執筆されたものであり、月例研究会における報告・討論をつうじてできるかぎり見解の統一をはかったが、なお部分的な意見の不一致はのこっている。われわれの今後の討論と読者諸氏のご批判をえて、研究のいっそうの熟成をはかりたいと考えている。

なお、われわれの共同研究には本書の執筆者のほか、神野璋一郎(和歌山大学)、古賀正則(大阪市大経済研究所)、田口陽一(龍谷大学)、中西市郎(大阪市大商学部)、名和献三(京都教育大学)、堀山秀一(立命館大学)、本多健吉(大阪市大経済学部)の諸氏の参加をえ、共同討論をつうじて貴重な示唆をえた。また、本書の刊行にあたっては、泉 亘・宮本健太郎両氏をはじめ東京大学出版会の方々、ならびに大阪市立大学経済研究所事務室の惜しみない協力をえた。ここに記して厚く謝意を表したい。

編 者

追記： 本共同研究にたいしては昭和 50 年度文部省科学研究費補助金総合研究 (A) による研究費助成をえた(課題番号 033014)。本書はその研究成果の一部である。

目 次

序

I	多国籍企業と発展途上国一序説	3
1	多国籍企業の定義	3
2	多国籍企業発展の諸条件	5
3	発展途上国向け直接投資の最近の動向	8
II	多国籍企業の資本調達と国際的資本集中	19
	は し が き	19
1	在外子会社の資本規模と資本構成	19
2	在外子会社の資本調達	25
3	多国籍企業の資本調達と国際資本移動	34
III	発展途上国の工業化と多国籍企業	49
1	工業化政策の理論的基礎	49
2	工業化の帰結と政策転換	53
3	発展途上国への多国籍企業の進出	59
4	多国籍企業の功罪	65
IV	発展途上国の国民経済形成と“技術移転”	71
	——インドのケースを中心として——	
1	前提——発展途上諸国の重工業化と国家資本主義	71

2	発展途上諸国における近代技術導入過程の実態	75
(1)	“Indianization” の進展と技術協定の発展	75
(2)	近代技術独占とその支配様式	79
(3)	近代技術独占と途上国の国民経済形成	101
3	展 望	114
V	発展途上国間経済協力の新しい展開	117
1	問題の経過と背景	117
2	経済協力の新しい形態	119
3	発展途上国間多国籍企業	121
4	生産国同盟の拡大・強化	128
5	発展途上国間の金融協力	130
6	新しい経済協力の意義	134
VI	ラテン・アメリカにおける多国籍企業	139
	——直接投資・産業支配と外資政策——	
1	課題の設定	139
2	ラテン・アメリカにおける多国籍企業	141
(1)	外国資本の直接投資	141
(2)	米国多国籍企業の直接投資	148
3	多国籍企業によるラテン・アメリカ産業の支配	154
(1)	製造工業に対する支配	154
(2)	石油業・鉱業に対する支配	165
4	ラテン・アメリカにおける外資政策	169
(1)	外国資産の収用・国有化	169
(2)	ANCOM 共通外資規制・外資法	179
VII	多国籍企業と東南アジア経済	185
	——従属的経済発展の構造——	
	はじめに	185
1	東南アジアにおける輸出指向工業化の展開	186

(1) 経済開発の進展と輸出の拡大	186
(2) 対米輸出依存の進展	193
2 輸出産業急成長の背景	197
3 東南アジアにおける電子工業の発展	206
4 電子工業と従属的経済発展の構造	213
(1) 世界的不況と電子工業	213
(2) 米国巨大電子メーカーの東南アジア進出	217
(3) 米国多国籍企業の再生産構造と東南アジア経済の二重構造	221
 VIII 多国籍企業と労働組合運動	227
はじめに	227
1 「雇用輸出」反対論の問題点	231
(1) 企業多国籍化の要因	231
(2) 「雇用輸出」反対——自立性なき雇用闘争	235
2 労働組合の主体的対応	239
(1) 交渉力の不均衡化への対応	239
(2) 多国籍企業規制における労働組合の位置	242
むすび	246
 IX 多国籍企業とナショナリズム	247
1 多国籍企業の歴史的 성격	247
2 ナショナリズムの担い手の転換	252
3 若干の展望	258

多国籍企業と発展途上国

I 多国籍企業と発展途上国

— 序 説 —

1 多国籍企業の定義

「多国籍企業」については、なお確立した科学的な定義はない。「多国籍」の範囲を限定する基準として、在外子会社の数、海外活動の比率、経営組織にかんする経営者の志向、経営戦略、あるいは株式の上場されている国の数や使用される言語の数、本社所在国での企業所得の海外事業所得にたいする割合など、さまざまな尺度が論者によって提起されている¹⁾。国連経済社会理事会の報告書は「2ないしそれ以上の国において資産(工場、鉱山、販売事務所など)をコントロールするすべての企業」と定義しているが、この定義は「多国籍企業」の最低条件をあきらかにしただけで、あまりにも広範囲にすぎるため、現実の多国籍企業の特質があきらかにでなく、定義としては十分ではない。

国連報告書も認めているように、「多国籍企業の中心的な特質は、大規模な企業がその大部分をなしていること」であり、「実際問題としては、売上高が1億ドル以下の企業は除外してもさしつかえない」といわれている。しかも「多国籍企業においてはきわめて集中化が進んでおり」、「顕著な寡占的性格」をもっている。したがって、多国籍企業の本質は、まず第1に、生産と資本の高度の集中をなしとげた独占体であり、しかもそれは、たんに生産部門におい

1) 多国籍企業にかんするさまざまな定義については次の文献を参照されたい。

U.N., Dept. of Economic and Social Affairs, *Multinational Corporations in World Development*, 1973 (E. 73. II. A. 11), Annex II. (外務省監訳『多国籍企業と国際開発』, 国際開発ジャーナル社, 1973年) do., Commission on Transnational Corporations, *Research on Transnational Corporations, Preliminary Report of the Secretariat*, 1976 (E/C. 10/12, 10/12/Add. 1).

で支配的な地位を占める産業独占体であるばかりでなく、巨大銀行との密接なつながりをもった、まさに現代金融資本の一存在形態にほかならない。

第2に、それは「直接投資」形態での資本輸出によって投資相手国の生産＝流通過程に直接参入し、そこでの生産＝販売活動をつうじて直接的な剰余価値の収奪をめざしており、したがって多国籍企業の発展は、独占体による生産の国際化とそれにもとづく国際分業の企業内への部分的な包摂、そしてかかる形態での諸独占体による世界市場の分割がおこなわれる。

第3に、このような各国独占体の国際的市場分割が、1930年代以前に一般的であったような各国独占体による「国際カルテル」の形態をとるよりも、むしろ個別独占体による他国企業の買収・合併、あるいは在外子会社の設立というかたちで、本国企業(親会社)を頂点とした「国際トラスト」ないしは「国際コンツェルン」の形態をとる点に、今日の多国籍企業の特質が見出される。

第4に、以上のような独占体の対外的膨張による国際トラストの形成は、個別企業の歴史に即して求めれば、第2次大戦以前、古くは今世紀初頭にすでに発見されるが、それが大量現象としてアメリカ独占体に普遍的な現象となったのは1957～58年恐慌以後であり、先進資本主義諸国の独占体のあいだに一般化したのは1960年代以降に属する。ここに、多国籍企業のすぐれて現代的な意義が見出される。

以上の諸点を要約するならば、多国籍企業とは、1960年代以降に普遍化した現代金融資本の国境を越えた剰余価値生産の拡大＝価値増殖過程の対外的膨張のために生み出された国際トラスト(ないし国際コンツェルン)、と規定することができよう。

[注] 1973年9月、OAPEC 諸国による「石油戦略」発動の直前にアルジェリアでひらかれた第4回非同盟諸国首脳会議は、この会議で採択された「経済宣言」(Economic Declaration)において、ここで規定したような先進資本主義諸国の独占体による「国際トラスト」を「超国籍会社」(Transnational Companies)と呼び、そのころから発展途上国の主催する国際会議や国連の場では、従来使われてきた Multinational Corporation という表現にかえて、Transnational Corporation の語が多く使用され

るようになった。そして発展途上国相互間の国際的ジョイント・ベンチャーを *Multinational Enterprise* の名で呼ばれるようになった。1975 年秋にジュネーヴで開かれた UNCTAD 専門家グループ会議の報告書は、この *Multinational Enterprise* を「二つ、またはそれ以上の第三世界諸国、またはその国民のあいだでの、生産・貿易あるいはサービス供給における共同の経済目的を達成するための正式の永続的な取決め」と規定している(詳細は本書第 V 章参照)。

2 多国籍企業発展の諸条件

さて、このように定義される多国籍企業が第 2 次大戦後、とりわけ 1960 年代になって急速な発展を示すにいたった原因はなにか、多国籍企業発展の諸条件についてあきらかにしておく必要がある。

まず、戦後資本主義経済における科学技術革命にもとづく生産力の急速な発展によって生じた資本蓄積と市場拡大の要求が、多国籍企業発展の基本的な動因をなしていることは、よく知られているところである。戦後資本主義世界経済における支配的地位を占めるにいたったアメリカ合衆国は、1940 年代後半には国内における戦後復興ブームと海外での復興需要に支えられて高水準の生産拡大を実現し、それが一巡して 1948~49 年恐慌に直面したが、やがておこった朝鮮戦争によってふたたび軍需ブームをむかえ、休戦協定成立による 53~54 年の中間恐慌ののち、55 年以降、オートメーション設備の導入や合成化学・電子工学などを中心とした技術革新投資による本格的な投資ブームを経験した。こうして戦後 1957 年までは 2 度の景気後退による中断はあったものの、国内経済の比較的順調な拡大によって、アメリカ資本は有利な投資機会を保障されてきた。しかしながら、1957~58 年恐慌以後アメリカ経済は停滞化の様相をつよめ、国内産業の操業度は容易に回復せず、したがって設備投資の回復も遅々として進まなくなった。国内市場の成長率の鈍化に加えて、海外市場においてもアメリカ資本は戦後復興過程を終えて対外競争力を回復した西ヨーロッパ諸国ならびに日本の工業製品の挑戦をうけ、世界市場での絶対的優位は崩れ、市場問題に直面することとなった。これにたいして、ケネディ政権は、対外的には

通商拡大法によって GATT 関税交渉 (ケネディ・ラウンド) をつうじて先進諸国、とくに EEC の関税障壁の引下げをはかるとともに、国内的には、成長促進政策をとって赤字財政・金融緩和による景気刺激策を推進した。他方、個別資本のレベルでは、国内での有利な投資機会をうしなうて相対的過剰におちいった資本の輸出によって、外国市場、とりわけ西ヨーロッパ市場への直接参入をこころみ、現地生産＝販売によるマーケット・シェアの確保、現地資本への対抗をはかった。

第2に、以上のような1957～58年恐慌以降における資本主義世界市場をめぐる競争の激化が、アメリカ独占体を先頭に、各国独占体の「多国籍企業」化を導いたのは、IMF・GATT体制のもとにおける貿易・為替の自由化と資本主義世界市場の統一性回復が、その基礎条件を整備したことを指摘しなければならない。第2次大戦後、世界資本主義の覇者となったアメリカ合衆国は、みずからの生産力の絶対的優位を背景に、ブレトン・ウッズ協定とGATT (関税と貿易に関する一般協定) をつうじて国際経済関係における「自由・多角・無差別」原則を主張し、貿易・為替制限の撤廃＝自由化を他の資本主義諸国にせまった。しかし、これにたいして西ヨーロッパの先進諸国や日本は、過渡期条項 (IMF 協定14条, GATT 12条) を利用してその実施を遷延しつつ、各国独占体は政府の手厚い保護と誘導のもとに企業合併＝資本集中をつうじて国際競争力の強化につとめた。1958年末にいたってはじめて西欧諸国は通貨の交換性を回復し、61年2月、ようやく IMF 協定における為替制限撤廃条項の遵守 (8条国移行) を宣言した (日本はさらにおくれて64年4月) が、この西欧先進諸国および日本による「自由化」の実施は、同時にこれら諸国の独占体のドル商品にたいする競争者としての世界市場再分割戦への復帰宣言でもあった。かくして、IMF=GATT体制下における「自由化」は1960年代にいたってはじめて先進資本主義諸国のあいだで実現をみるにいたり、1930年代以来うしなわれていた資本主義世界市場の統一性は回復されたが、この時点ではすでにアメリカ資本主義の絶対的優位はうしなわれ、世界市場再分割をめぐる各国独占体の争いは激化することとなった。この「自由化」によって統一性を回復した世界

市場における市場支配力確保のためにアメリカ独占体が選んだのが、直接投資による西ヨーロッパ市場への企業進出であり、これを導火線として各国独占体の「多国籍企業」化と先進資本主義諸国間の相互投資が拡大するにいたった。

第3に、戦後資本主義世界市場におけるもう一つの重要な変化として、帝国主義の植民地体制の崩壊とそれにもとづく世界市場分割競争の様相の変化をあげておく必要がある。植民地体制の崩壊によって、第2次大戦以前にみられたような帝国主義諸列強による後進世界の軍事的・政治的支配は不可能となり、列強による地球の領土的分割の時代は終わった。その結果、対外援助や民間資本輸出、あるいは海外軍事基地の設置、安保条約の締結など、新たな政治的・経済的浸透のための諸手段が講ぜられているが、かつてのような政治的領有にもとづく市場独占はできなくなり、先進資本主義諸国による世界市場分割は流動的・可変的なものとなった。このような条件の下での各国独占体による市場競争戦は、それぞれの母国の政治権力による保護や外交的圧力を利用するけれども、すぐれて経済的なベースでおこなわれる。政府の対外援助資金を利用した商品輸出の拡大や、多国籍企業の形態による資源開発投資や工業化投資など、かつては軍艦と国旗を先頭にしておこなわれた対外進出にかかわって、商標と技術的優位が市場分割競争の主要な武器となった点に、戦後の特徴を指摘しなければならない。なお、社会主義世界体制の成立による両体制の共存が、帝国主義戦争の不可避性を消滅させ、帝国主義列強による市場再分割競争を武力衝突にまで発展せしめないもう一つの要因として見落してはなるまい。

さいごに、多国籍企業の発展をもたらした国際金融的条件として、IMF体制下における基軸通貨としての米ドルの特殊な地位と、60年代後半以降、急速な発展を示すにいたった西ヨーロッパの統一資本市場としてのユーロ市場の成立をあげなければならない。戦後、アメリカは公的金準備の独占的保有を背景として外国通貨当局に確定兌換金を保障することによって、IMF体制の下での基軸通貨の地位を獲得し、IMFの頭ごしに膨大なドル散布をつうじて、事実上、みずからWorld Bankerとしての役割をはたした。その結果、アメリカは自国の国民通貨による対外決済が可能となり、国際収支均衡を顧慮しないで

資本輸出をつづけることができた。このアメリカにとっての「特殊な便宜」こそ、戦後資本輸出における主導的地位をアメリカにあたえ、多国籍企業の発展の先頭にアメリカ独占体が立ってきた重要な要因にほかならない。だが、このようなドルの大量散布はアメリカの金保有を上まわった巨額の短期ドル債務の累積をもたらし、ドルにたいする国際的信認を動揺させ、ドル危機を招来する原因となった。このため、アメリカ政府は1963年からニューヨーク市場での外国人の起債を制限し、65年からは米銀の対外貸出や米国企業の直接投資に規制を加えるようになった。これに対応して西ヨーロッパでは流入した過剰ドルを利用した統一資本市場の形成がはかられ、「ユーロ市場」の成立をみることとなった。この新しく生まれた超国家的な資本市場は、各国中央銀行の規制をうけない自由な資本調達場として多国籍企業から歓迎され、とくに米本国からの送金を制限されたアメリカ系子会社がここでの資本調達にのりだしてから、急速に市場規模は拡大し、域外諸国の銀行も進出して、ユーロ市場はいまや国際金融市場としてニューヨーク市場に対抗する地位を確立するにいった。

3 発展途上国向け直接投資の最近の動向

以上で多国籍企業の本質規定とその発展の基礎条件を一応あきらかにしたが、発展途上諸国における多国籍企業の活動とそれがもたらす諸問題について、以下、各章にわたって詳細な検討を加えるに先立ち、先進資本主義諸国の発展途上国向け直接投資の現状を概観しておくことが、準備的作業として必要であろう。

発展途上諸国における多国籍企業の現状をもっとも概括的にあきらかにした調査としては、1972年7月の国連経済社会理事会の決議にもとづいておこなわれた事務局の調査報告書(U.N., Dept. of Economic and Social Affairs, *Multinational Corporations in World Development*, 1973, E. 73. II. A. 11)がある。この報告書によれば、1968～69年現在で約7300社にのぼる多国籍企業の在外子会社2万7300社のうち、その4分の1強にあたる7200社あまりが発